

提言

いじめ自殺第三者機関における調査目的の再認識を ～調査はいじめ自殺の刑事・民事上の責任追及の場ではない～

大谷良光

昨年(2017年)、いじめに関わり青森市の女子中学生が自殺した事案における市教委の第三者機関の報告書は、遺族の反発で棚上げ状態に陥った。この原因は、ネットで非難・誹謗されているような「第三者機関の隠蔽性」にあるのではなく、他自治体での事案にも見られる、調査目的のズレにあると考える。青森市の事案は、今後全国で起こりうる事案を検討する試金石になると考え、関係者に問題提起をしたい。

児童生徒の自殺、いじめに係わる自殺の第三者機関における目的(「基本的姿勢」)は、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的にするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめ防止等の体制を見なおす姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第1歩となる」(文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月。以下「ガイドライン」)。すなわち、①学校でのいじめの事実の解明、②解明から学校における今後の防止対策を導き出すことが目的の原点である。ならば、被害者の「個人的要因(例：発達の特徴、人格特性や精神疾患)、家庭に關係する要因(例：近親者の死)などを分析＝自殺の背景の推定」(文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)平成26年7月。以下「背景調査の指針」)の調査の公表は必要とは思えない。

遺族の気持ちを逆なでした事案の多くは、遺族の「学校で起きたいじめの真相を知りたい」「わが子の死を再び起こさないための手がかりに」という切なる気持ちが、「自殺背景の推定」の分析のために公表されたことにある。

「民事や刑事上の責任追及」でない、いじめに係わる自殺調査で、「根本的な死因」にこだわり過ぎるため、いじめ以外のさまざまな要因を分析し、自殺との関係を推測するという行動に第三者機関が陥りやすいといえる。いわば専門性という名で、個人的要因、家庭的要因が公表される。当然のことながら、「いじめは死因の一因だが、決定的な原因とはいえず、自殺した当人にはほかにも悩みや困り事があった」とか、「当人の精神的な気質が背景にあった」といったような結論の『報告書』が多いのはこのためであると考えられる。

人が自殺するときは、複数の要因が重なり合い起きていると自殺問題の専門家は指摘している。ならば、「民事や刑事上の責任追及」でないいじめ調査において、「個人的要因」や「家庭に關係する要因」に重きをおくのではなく、「自殺した子は生前にSOSを発していたのではないか」「周りがSOSを見落としていたのではないか」という、いじめに直接係わる問題意識で子細に調査することが重要である。

なぜ、第三者機関、とりわけ精神科医や臨床心理士が「個人的要因や家庭に關係する要因」にこだわるのか。それは、心の専門家の役割であることとともに、重大事態の調査に当たり、子供が自殺した場合には、前述した「背景調査の指針」に基づくという「ガイドライ

ン」があるからと思われる。

平成 26 年に通知された「背景調査の指針」は、学校生活が自殺の背景にあると疑われる場合には、事実関係のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、「自殺」の再発防止策を立てることを目指すとしている。したがって、調査では学校生活だけではなく、発達のな特徴、人格特性や精神疾患といった個人的な要因と、近親者の死や虐待、育児放棄、親の教育方針といった家庭の要因をできる限り分析評価するよう求めている。

いじめ自殺対応の「ガイドライン」は、この自殺対応の「背景調査の指針」をそのまま踏襲しているところに問題があると指摘したい。

我々は、本来「自殺」の再発防止策を探る目的で行われる調査と、「いじめ」の再発防止策を探る目的で行われる調査とは性格が異なるはずなのに、それらが混同されているのではないかと考えている。

なぜならば、いじめ防止対策推進法は、自殺予防ではなく、いじめ予防が主眼である。もちろん、子供のいのちを守ることが最優先課題であることは論を待たぬが、いじめ予防が自殺予防ということになると、いじめという外的要因にとどまらず、家庭や個人にも問題があったのではないかと内的要因も疑わざるを得なくなる。しかし、遺族が「自殺はいじめが原因」と訴えている限り、外的要因であるいじめ防止を目的とした調査を主にすることが適切であると考えられる。

いじめを示唆する手掛かりが少しでも残されていれば、いじめを根本原因と考えたい。自殺する原因がほかに見当たらなければ、残された遺族としては当然の心情だといえる。調査に当たる皆さまが「遺族のお気持ちを汲んで」といわれることは、本来このような遺族の切なる気持ちを汲むことではないか。そして、「自殺の根本的な要因」が判明しなかったとしても、自殺した子供が遺した手がかかりは重いと考える。とすれば、自殺した子供の心理状態を事後に、子細に分析することにいかほどの意味があるか。遺族を傷つけてまで行う意義が我々には理解できない。

文部科学省には、いじめ防止対策推進法(以下「法」)の理念に基づき、「ガイドライン」の本指摘に関する事項の再検討を望む。

最後に繰り返すならば、第三者機関には、いじめと直接関係のない領域を子細に調査する権限があるのか？ 刑事、民事の責任を追及するための司法における調査ではないはずである。いじめがなければ、死なずにすんだかもしれない、その切実な問いへの答えこそが望まれる。

全国でいじめ自殺に係わる第三者機関において、遺族の反発で行き詰まっている自治体は、調査目的の再検討を、「法」第 2 条いじめ定義の理念で進められることを願う。

本論は、東京新聞 2017 年 8 月 21 日社説「いじめ自殺 遺族に寄り添い調査を」に触発され、論説者との意見交換を踏まえて論述した。

1948 年長野県生まれ。子どものネットリスク教育研究会代表。28 年間東京の公立中学校教諭。その後弘前大学教授・退職。